

「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」から読み解く徳川一門の公儀普請

原 史彦

キーワード

紀伊徳川家初代頼宣 尾張徳川家初代義直 紀伊徳川家伏見屋敷 公儀普請 後水尾天皇二条行幸 『台徳院殿御實紀』 『大猷院殿御實紀』 『源敬様御代御記録』 『南紀徳川史』 「孝亮宿禰記」 「義演准后日記」 「幸家公記」 伏見城普請 淀城普請 二条城普請 江戸城普請

はじめに

令和二年度の名古屋城新規収蔵品として図1「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」一幅（以下、「本史料」と略称する。）の購入を行った。本史料は、株式会社思文閣出版古書部発行の『思文閣古書資料目録』第二百六十五号（令和二年六月）に掲載された史料で、伝来経緯は未詳である。

現状は掛幅装となっており、本紙縦三一・四糎、本紙横四七・三糎、表具縦一二七・〇糎、表具横四九・七糎、軸長五五・一糎、元は折紙だったのを縦中央で裁断し、掛幅装にする際に表裏の文字が正体するように張り直されている。表面紙（上）と裏面紙（下）の縦は左右で異なるが、表面紙の右側縦が一五・六糎、裏面紙の縦が一五・八糎に対して、左側縦が上下とも一五・七糎で左右惣寸は一致するため、各紙の左右寸法の違いは裁断の際のゆがみによって生じた誤差である。よって、表具の際に縦寸の切り詰めは無かったと思われる。

横寸の場合は、中央の折線が上下で一致せず、約〇・五糎強ずれて表具されている。他の折線は判別しづらいため、元の折れは復元できないが、中央の折れからの左右寸法は上下ともに約〇・五糎強異なることから、少なくとも上下ともに約〇・五糎強は切り詰められている。これは下の裏面紙を正体させた際、上の表面紙との文字配列の均衡を取るために紙のずらしを行ったことで生じたと思われるが、折り込んだ際に外面となる部分の形状からみて、元の外寸はそれほど大きく損なわれていない印象はある。

表具は一文字・風帯が白地葵紋散唐草金欄、中廻しが萌葱地唐花文緞子、上下が白茶地平絹で、軸は黒塗撥型である。箱は印籠造蓋杉木地箱で、蓋表に墨書で「紀州黄門南龍公消息 尾州黄門敬公宛」と記すが、表具・箱は江戸時代後期以降に下る新しい仕立てで、付属品も無いため、形状・付属品から伝来経緯をたどることはできない。

文書内容は、後述するとおり、伏見城下における屋敷拝領と小屋場設定に拘わる内容で、徳川家康十男の紀伊徳川家初代頼宣（一六〇一〜七一）から、同じく家康九男の尾張徳川家初代義直（二六〇〇〜五〇）へ送られた礼状である。屋敷拝領や「こやば」とする設備の設置にかかるやりとりが判ると同時に、徳川一門家による公儀普請への拘わりが読み取れる情報を含んでいる。よって、以下に本史料の概略を紹介することと併せて、本史料が製作された背景を、関連する史料との照合を含めて検証する。

一 本史料の記述内容と製作年代比定

本史料は本文十七行（表書九行・裏書八行）、表書冒頭の追而書三行の文章形態で、「卯月十六日」の発給だが発行年は無く、差出人は「紀伊中納言頼宣」で花押を据え、宛先は「尾張中納言様 貴報」とする。

（本文）

御飛札忝致拜

見候 如御意可致

御目ミへと存候所ニ

先いそぎ罷上り

候故 不得其意 拙者

御残多奉存候

将又ふしミこやば

さたまり申満足

仕候 ちとめだち

候ていかゝなる所と

承候へ共先ふしんを

申付候 こやばニ付

御見たての所ヲ

我等ためニ御残之

明やしきを被下

候と存満足仕候

恐惶謹言

紀伊中納言

卯月十六日 頼宣（花押）

尾張中納言様 貴報

（追而書）

猶々委細者

頓而京にて

可申上候 以上

（意訳）

お手紙、かたじけなく拝見いたしました。（義直が）お目にかかりたいということ、（私も）お目にかかりたいとは思っていましたが、まず急ぎ上洛をしなければならなかったため、ご意思に沿えず（会うことができず）心残りです。さて、伏見の小屋場が決まって満足です。少々目立つ所で、このようなところで良いのかとは思いますが、まずは普請作業を命じました。小屋場は、先に物色していた空き屋敷を我々のために残していただき、それを（上様は私に）下されたと思われまので満足です。

なお、細かな事はやがて（義直が上洛した際に）京都で申し上げます。

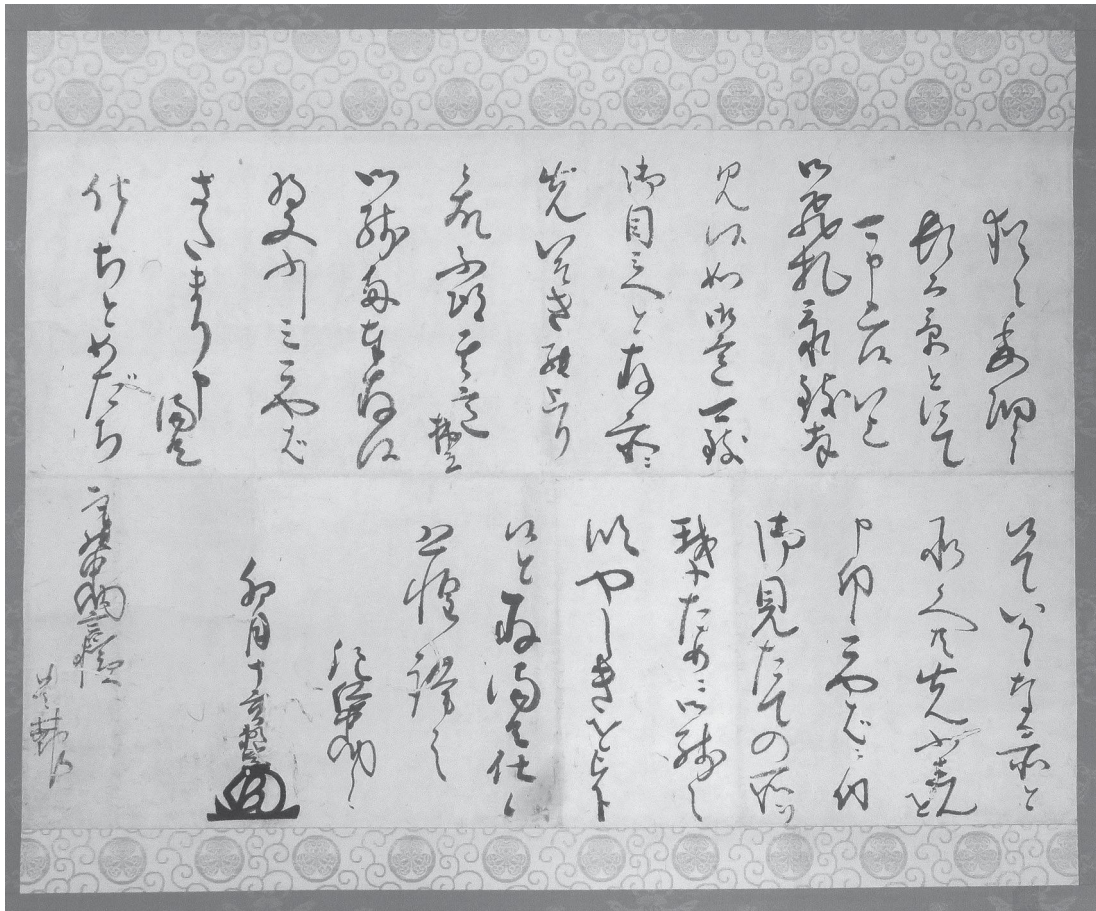


図1 「紀伊中納言（徳川頼宣）書状 尾張中納言（徳川義直）宛」 縦31.4 糎 横47.3 糎 名古屋城総合事務所蔵

本史料は年未詳のため、年代比定が必要となる。まず、義直・頼宣が共に「中納言」であることから、二人が権中納言に任官された元和三年（一六一七）七月十九日以降、従二位権大納言に昇叙転任する寛永三年（一六二六）八月十九日の間であることは明らかである。さらに頼宣が「紀伊中納言」を名乗っているため、頼宣が紀伊国和歌山へ転封となった元和五年七月十九日以降の書状となる。日付が「卯月十六日」、すなわち四月十六日のため、文書が製作された時期としては元和六年から寛永三年までの七年間に絞られる。

次に内容から時代を判断する材料として、一つは追而書に「頓而京にて可申上候」とあるように、書状を出した時点で義直・頼宣は会う機会を得られなかったが、近々京都で会う機会があること、「先いそぎ罷上り」とあるように、四月の時点で頼宣が上方にいること、そして、「ふしみこやば」すなわち伏見小屋場がどこかの「明やしき」に定まったこと、の三点が挙げられる。

尾張徳川家・紀伊徳川家ともに慶長から元和・寛永年間に至るまでの記録は少なく、尾張徳川家は『源敬様御代御記録』、紀伊徳川家は『南紀徳川史』に総覧されている以上のまとまった情報を見出すのは難しい。ただし、大坂夏の陣の後、義直・頼宣が共に上洛した機会は『台徳院殿御實紀』『大猷院殿御實紀』との参照も含めてこの四文献で抽出すると、①元和三年、義直・頼宣の権中納言任官時。②元和五年、二代將軍秀忠上洛時、③元和九年、徳川家光將軍宣下時、④寛永三年、後水尾天皇二条城行幸時、⑤寛永十一年、三代將軍家光上洛時の五回に限られることは判明している。

この内、先の年代比定時に合致するのは、③元和九年か④寛永三年の

みである。元和九年は將軍宣下、寛永三年は後水尾天皇の二条城行幸という尾張・紀伊両当主の上洛を必然とする機会であり、兩年共に「頓而京にて／可申上候」と義直も上洛することを確定的に言える状況である。本書の製作時期はこの二時期に絞って良いと考える。

ただし、元和九年である可能性は、下記の理由により無いと言わざるを得ない。まず、『南紀徳川史』第一巻⁴の元和九年条で頼宣は「六月台徳院殿下ニ從テ上洛秋歸國」とあるものの、これはあくまでも頼宣が京都に入つた時期を示しているだけで、どこから京都へ赴いたのかは記されておらず、『台徳院殿御實紀』でも八月六日に行われた参内以前の頼宣の行動は記されていない。しかし、『南紀徳川史』第一巻の元和八年九月条で、頼宣は「紀府」で「御病氣」となった記事がある。「甚シク危篤ニヨバハセ玉ヒシニ」と記されているように、この病氣はかなり深刻な状態だったようだが、「正月、公病愈」、すなわち翌年正月に回復したとある。『台徳院殿御實紀』でも一年前の元和八年正月条に義直・頼宣とも元和八年は「在封」と記されており、頼宣は和歌山滞在中に病氣となつて年を越したことは確かである。病後の療養経緯があるため、正月から四月までの間に、江戸へ一度出向いてからすぐに上方へ取って返したとは思われず、將軍上洛時まで和歌山から移動することは無かつたと考えるのが自然である。

このことにつき及川亘氏より、関白・九条幸家（関白当時は「忠栄」・一五八六〜一六六五）の日記「幸家公記」の六月三日条に「一今日、紀国中納言殿京着也云々、竹田也、但、いまた不例之間、人に面謁成間敷由泉州物語也、内々御理也云々」と、六月五日条に「今日紀国中納言殿竹田御着云々」とあることをご教示賜った。「泉州」すなわち、藤

堂高虎からの情報として、頼宣が竹田から上洛したこと、まだ体調が思わしくなかったことが記されている。

また、同様に左大史・壬生孝亮（一五七五〜一六五二）の日記「孝亮宿禰記」の七月二日条に「七月小二日、辛卯、雨下、忠利参紀伊中納言殿、（持参太刀折紙三百疋、）依御所勞無御対面云々」と、頼宣の体調が七月まで思わしくなかった記事があることも及川亘氏よりご教示賜った。これらの記事より頼宣は七月まで回復していなかったことが判る。その間に江戸へ向かうという無理は出来なかつたはずである。また、及川亘氏は、竹田經由の行程であることは、和歌山から大坂もしくは南都經由だったことの傍証になるとし、元和九年の頼宣の上洛は、和歌山からであることを後押しする。

江戸から上方への移動行為がなければ、本史料冒頭での「御目ミへと存候所ニ／先いそぎ罷上り／候故不得其意拙者／御残多奉存候」という文言は成り立たない。この文言は、義直に会う機会があつたのに、急いでいたため会えなくて残念という意味である。お互いがそれぞれ名古屋と和歌山において、二人が交錯する機会が無かつたのに、「先いそぎ罷上り」する必要があつたため会えなかつたと言いつつする必要は生じないからである。

なお、余談だが『台徳院殿御實紀』の元和九年六月廿五日条に秀忠が参内し、後水尾天皇に対面した際、随従して対面した一人に「尾張大納言義直卿」、もしくは「中納言義直卿」の名が見える。『源敬様御代御記録』では、まず上洛する秀忠を六月三日に熱田で「御饗應」し、つづいて家光を七月七日に熱田で「御饗應」したとの記事があるため、六月二十五日時点で参内することはできないとして、この記事は誤記と考えたが、

及川亘氏より六月二十五日に義直が参内していることは事実とのご指摘を賜った。

まず「義演准后日記」の五月二十八日条に「廿八日、(中略)尾州中納言、昨日上洛、蒸笋遣之、」・「廿九日、大雨、従尾州中納言使者、銀子五枚賜之、昨日礼云々、」と、五月二十七日に上洛し、種々の贈答を行っている記事があること、「幸家公記」の六月朔日条より六月四日条まで「尾張中納言」ないしは「尾州中納言」名が散見されること、六月二十五日条の参内記事でも「尾張中納言」が参内して「長橋御房」で「休息」した記事によって明らかとする。

「幸家公記」の六月朔日条では、「尾張中納言殿」の「旅宿」へ九条幸家の他、太閤・鷹司信房や二条康道・大覚寺門主尊性法親王・鷹司教平・九条忠象らと盃事となり「乱酒」になったこと、翌六月二日条では昨日の礼として「尾州中納言殿」へ使者を遣わせたこと、六月三日条では九条幸家が「随門主」すなわち、幸家弟の随心院増孝に「尾州中納言殿への馬代」である「馬代銀子壹枚」を貸したこと、六月四日条では随心院増孝と「中納言」が「御対面」し、「中酒時」に「中納言」が「手ヲ取、座敷罷出候也云々、」ということをし、随心院増孝が幸家に報告していること等は、義直本人がいなければ成り立たない記事である。

『台徳院殿御實紀』の出典は「日野記」「舜舊記」「國師日記」だが、「幸家公記」の記事を加味すれば、六月上旬に義直が滞京していたことは間違いない、六月三日時点で熱田において秀忠を「御饗應」するのは、無理とみなければならぬ。六月二十五日に義直のみが参内していることは、先述したとおり頼宣の体調はまだ回復していないため、頼宣が参内を欠礼したとすれば説明がつく。

しかし、『源敬様御代御記録』にはある七月七日に家光を「御饗應」して、翌八日に「御上洛二付、今日名古屋 御發駕」とする記事を、これまで義直が家光を「御饗應」してから「御上洛」したと解釈してきたが、この「御上洛」は家光のことで、義直自身は既に五月二十七日には上洛しており、秀忠・家光の尾張国通過時に、義直は国許にいなかったと修正する必要がある。ちなみに、『源敬様御代御記録』では五月二十四日から五月晦日までを「記事無之、」とするため、五月二十七日の上洛記事は尾張徳川家側には遺されていないことが、従前の誤解を生じた一因であるため、ここに修正を行う。

次に寛永三年の場合の検討に移る。『南紀徳川史』第一巻の寛永三年条では「二月歸國 五月京都ニ到是月 台徳殿下上洛」御書付」とするものの、編者の注釈が付記されており、「按三三月七日 將軍御成ノ事漢文譜畧ニモ掲ケ前説ト符合ス然ルニ二月御歸國ハ疑ナキ能ハスト雖トモ御書付ノ事ユヘ其儘ヲ載ス」として、二月の和歌山帰国を否定している。同年二月二十七日には大御所秀忠が、三月七日には將軍家光が江戸の紀伊徳川家竹橋邸に御成を行っているため、編者の指摘通り、二月に帰国することはあり得ず、頼宣が江戸から移動できるのは、早くても三月中旬以降でなければならぬ。『大猷院殿御實紀』の六月十一日条で頼宣が「先達て上洛せらる。」とあるので、頼宣が江戸から上方に移動したのは、三月中旬から六月十一日の間である。四月時点で頼宣が伏見に滞在することは、時間的にみて十分に可能である。

ただし、この時義直は前年の寛永二年五月十日より名古屋に滞在しているため、江戸から上方へ向かう頼宣は上洛途上の名古屋で義直に会うことは可能だったはずである。それなのに、会えなかったという状況が

なぜ起きたのかの検証が必要となる。このことについては、あくまで傍証だが、『源敬様御代御記録』の寛永三年三月条の記事が注目される。この記事によれば、義直は三月三日より二十七日まで「御泊御鹿狩として、池田江被爲 成、」という状態であったことが判る。つまり、義直は三月に二十五日間も名古屋を不在にして、名古屋より約三十キロメートル離れた現在の岐阜県多治見市池田町近辺で鹿狩りを行っていたのである。義直が名古屋不在のこの時期に、頼宣が名古屋に到着し、義直の名古屋帰城を待たずに先へ進んだとしたら、本史料の詫びの文言は成り立つ。ただし、中山道を経由して地理的に名古屋に寄れなかった可能性もあるため、このことは状況証拠として付記するに留める。

以上のように義直と頼宣の行動で検討を行った場合、四月時点で頼宣が上方に滞在できる可能性があるのは寛永三年のため、検証材料の物理的制約はあるものの、本史料の製作時期は寛永三年と比定する。

二 「ふしミンこやば」の意味

本史料の主旨は「ふしミンこやば」が定まり、「ちとめだち／候ていか、なる所と」思うが、まず「ふしんを申付」けたこと、「御見たての所」を紀伊徳川家のために残してくれて、「こやば」となる「明やしき」を拝領したことで「満足」である、とする頼宣の謝辞である。「ふしミンこやば」は「伏見小屋場」であり、何らかの作業場が紀伊徳川家に与えられたことを意味する。

『南紀徳川史』第十七巻には「寛永二丑年月日不知」として、伏見の「豊後橋」に「城州伏見邸」を「御拝領」した記事がある。豊後橋とは伏見城下南端にある橋で、宇治川対岸の伏見城の出城・向島城があった向島

へ通ずる橋として架橋された。現在の観月橋の前身にあたる大橋である。紀伊藩の伏見屋敷は江戸時代後期に至るまでその存在を確認できるが、場所は城下西方の惣堀に架けられた毛利橋南東部、現在の月桂冠昭和蔵一帯の場所であるため、豊後橋の地とは異なる。ただし、一般には、毛利橋の屋敷が寛永二年に拝領した屋敷とされており、『南紀徳川史』の「豊後橋」は誤記の可能性がある。

ちなみに、十七世紀にさかのぼる伏見図において、豊後橋近辺にみられる相応の屋敷は、後に伏見奉行所となる屋敷が見られるだけである。その屋敷は名古屋市蓬左文庫蔵の図2「伏見町中絵図」¹⁰では、「水野石見守御屋敷」とされている屋敷である。水野石見守とは、正保四年（一六四七）三月三日より寛文九年（一六六九）四月晦日まで伏見奉行を勤めた旗本・水野忠貞（一五九八〜一六七〇）のことで、この図の製作時期も水野の伏見奉行在職時前後とみてよい。伏見奉行は元和六年（一六二〇）に旗本・山口直友（一五四六〜一六二二）が伏見城定番兼伏見町奉行になったのを嚆矢とする⁷。おそらく山口の屋敷も、水野の屋敷と同様に後の伏見奉行所となる場所だったと考えられることから、水野が屋敷を構える以前に同所に紀伊徳川家の屋敷が置かれることはなかったはずである。そのため、寛永二年拝領の「明やしき」は、家の格からいっても毛利橋南東部の元毛利家屋敷と推定される屋敷とする蓋然性は高い。

本史料でいう「明やしき」が毛利橋南東部の屋敷ならば、屋敷南部は旧伏見城の「大手すじ」（伏見町中絵図）の表記による。）に接し、西の惣堀に面して物流の便にも適した一等地であるため、頼宣が「ちとめだち」たる場所と形容するには相応しい場所といえようか。いずれにせ

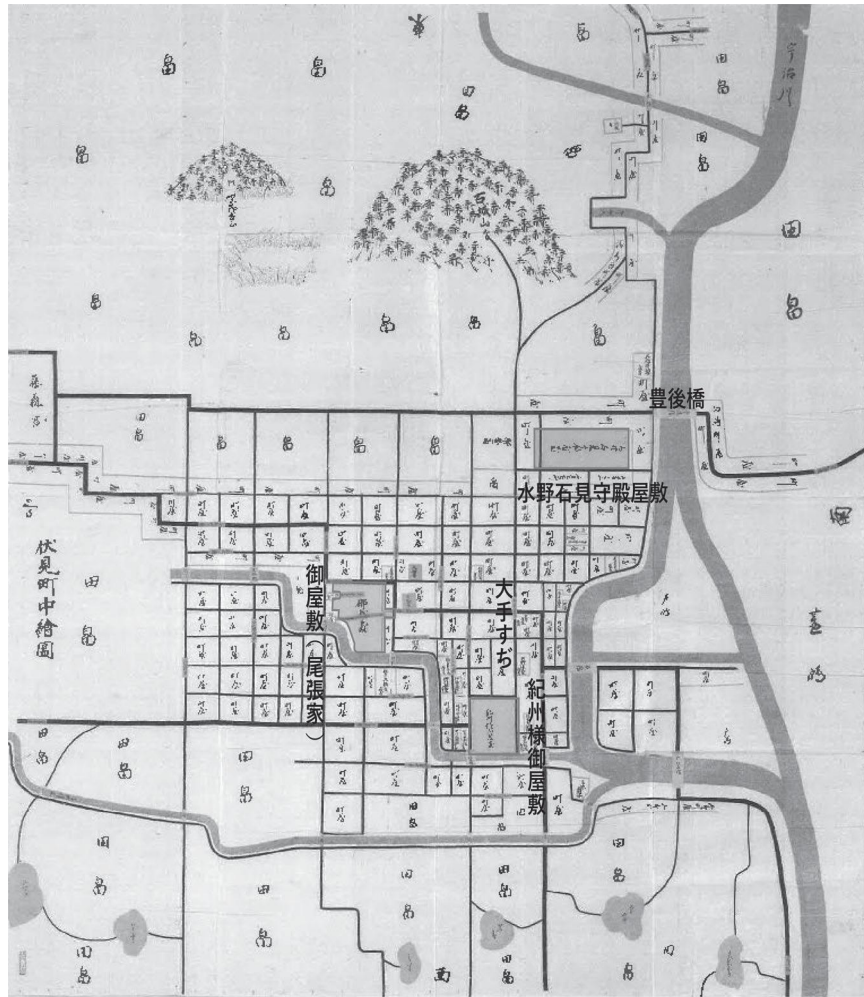


図2 伏見町中繪図 名古屋市蓬左文庫蔵 縦 147.0 糎 横 126.7 糎 (図中文字、筆者加筆)

この言葉は、何らかの作業を行う場所を意味しており、頼宣自身もその作業状況の視察を兼ねての上洛を匂わせている。「こやば」を上洛に随従する家臣たちの臨時宿泊施設のこととする解釈も成り立つが、わざわざ「御見たての所」の「こやば」と表記しているため、これは作業に都合の良い場所を見立てたと解釈すべきと考える。

もとより頼宣の上洛は、来る九月六日から予定される後水尾天皇の二条城行幸に備えることは言うまでもない。同年四月は、行幸を見据えて拡張した二条城の新規殿舎の作事が進められている渦中であり、後述するように淀城の作事も行われていたと考えられる時期でもある。

伏見城自体は、『台徳院殿御實紀』の元和五年八月条に「今度伏見城を廢し。伏見在番輩直に大坂へまかり勤番すべしと命ぜられ。松平石見守輝澄。松平豊前守勝政大坂に赴く。伏見の城内吉野の間を城代内藤紀伊守正信に賜ふ。水野隼人正忠清。松平左近將監成重。伏見大坂へ轉換の事を奉行せしむ。伏見の地は山口駿河守直之奉行たらしめらる。」とあるように、元和五年で一旦廢城となつて、殿舎の一部解体も行われた上、当地の支配機能は大坂城へ移された。伏見城代だった内藤信正(一五六八〜一六二六)が大坂城代に転任しているため、一応の廢城措置があったことは間違いない。

この後、伏見城の解体は順次行われたようで、「伏見町中繪図」に屋敷の存在が確認できる水野勝成(一五六四〜一六五一)の『寛政重修諸家譜』での来歴には、「(元和)八年八月二十八日功なり、地名を福山と

よ、紀伊徳川家の伏見屋敷が寛永二年(一六二五)の拝領ならば、同三年に比定される本史料の内容とも合致し、同三年四月頃に何らかの普請や作事が行われたとの記述とも矛盾しない。しかし、本史料の表記では「明やしき」を拝領したのに、作業場を意味する「こやば」という文言を用いた意味を考える必要がある。

あらため、西國の鎮衛とす。このとき伏見城の御殿をよび三階櫓、月見櫓、大手門、鍊門等をたまふ。¹²とある。伏見廢城の三年後には、水野が備後国福山城を居城とするにあたって、伏見城の建物が福山城へ移設されたことも確認できる。

しかし、この福山城移設記事からも判るように、元和五年時点で完全な廢城になったわけではない。『台徳院殿御實紀』の元和八年九月廿七日条には「伏見城番兼町奉行山口駿河守直友入道應倫卒す。その子勘兵衛直堅家つぎ。父の原職をつがしむ。」とあり、先の『台徳院殿御實紀』元和五年八月条の記事にあるように伏見奉行を勤めた山口直友が廢城後も「伏見城番」を兼ねていたこと、直友歿後も子の直堅に対し奉行職に加えて城番職も引き継がれたことが判るため、廢城後も何らかの管理すべき物件が伏見城にあったことを物語っている。このことは、『台徳院殿御實紀』の元和九年五月条でも「大納言殿には今度伏見城をもて御座とせらるゝにより。城中殿閣構造の事を。五味金右衛門豊直に奉行せしめらる。」、同年七月十三日条に「伏見城先年破壊残りの殿閣に。今度いさゝか修飾して御座とす。五味金右衛門豊直奉行せり。」とあることでも明白である。

ただ、伏見城の公式利用はこの時、すなわち元和九年七月二十七日の家光將軍宣下の舞台となったことが最後となる。後水尾天皇が二条城へ行幸した寛永三年時では、將軍である家光は二条城を宿所とし、大御所の秀忠は、家光より先行して上洛したので一旦二条城に入るものの、家光の上洛に合わせて自分の宿所を淀城とした。伏見城は元和九年時と異なり宿所とされることはなかった。ちなみに上洛した秀忠は六月二十日に二条城に入り、七月二十五日から二十九日まで大坂へ出向いた後、一

度二条城へ戻るも、八月二日に家光が上洛して二条城で対面してから、自身は淀城へ移っている。

元和から寛永初年にかけては、江戸城はもとより上方における公儀の城の普請・作事が頻出した時期である。二条城は、慶長八年（一六〇三）に家康が築いた時点で単郭だった構造を、寛永三年の行幸に合わせて西側へ拡張し、囲郭構造の二重濠平面にすると同時に、慶長年間に竣工した第一次天守に代えて、伏見城から天守が移設されたとされる。『大猷院殿御實紀』の元和九年閏八月廿日条に「松平越中守定綱を召れ。伏見城先年既に廢すべきに定められし事なり。伏見をのぞきては帝都を守護せむ地淀にまさるはなし。汝今より淀に城築くべし。伏見の殿閣天守給はるべしと面命ありて。所領三萬五千石になさる。」とあり、天守を含む伏見城の殿閣が、淀城の築城を任された一門大名の松平定綱（一五九二〜一六五二）へ下げ渡された記事があるものの、宮上茂隆氏らの研究により、伏見城の天守が二条城へ、二条城の第一次天守が淀城へ移設されたとされ、現在の元離宮二条城事務所この見解を踏襲している。¹⁵

この是非はともかく、元和九年まで残っていた伏見城の建造物は、寛永三年の行幸を見据えた二条城改築・淀城築城時にほぼ全て解体・移設されたと考えられる。『大猷院殿御實紀』の寛永二年是年の条に「伏見城殿閣を淀に移さるゝにより。城番兼町奉行山口勘兵衛直堅は。江戸に歸り寄合となる。」とあり、伏見城番は寛永二年で廃止されているため、この時点で伏見城内の管理すべき物件が消滅したことを確認できる。

しかし、寛永三年に秀忠が淀城に入った際の『大猷院殿御實紀』六月条の後に続く記述には、「此程 大御所淀の城に至らせ給ひ。城郭殿閣

の經營速成し。かつ構造の様悉く思召にかなはせ給ひたり。將軍御入洛あらば。此城をもて御座に定むべしと仰出され。松平越中守定綱に御刀。帷子。黄金を給ふ。定綱よりも刀并に綿を獻じ奉る。」とあり、秀忠が入城した時点で淀城の殿舎は「速成」されたことから、急ごしらえて作事が行われたことが判る。実際は家光ではなく秀忠の御座所となっているため、この記事の発言は八月二日に秀忠が淀城に入城する以前でなければならぬが、いずれにせよ、淀城の作事完了の最終期限を六月二十日の秀忠上洛に合わせていたならば、同年四月時点では、淀城の作事はまだ進行中だった可能性が高い。

元和十年（寛永元年）二月二十五日に発令された二条城改築の命は、使番の中川半左衛門忠勝・野々村四郎右衛門・榊原左衛門佐職直・水野河内守信を奉行として、石垣助役に尾張徳川家・紀伊徳川家の他、松平定勝・井伊直孝・本多忠政・松平忠明・本多忠刻・小笠原忠真・松平定行・水野勝成・本多政朝・松平（奥平）忠隆・松平忠国・松平忠良・松平康重・岡部長盛・松平家信・松平成重・菅沼定芳の徳川一門・譜代大名に下されたことに特徴がある。「寛永元年 甲子五月吉日」の年紀がある二条城拡張普請時図面の図3「二条御城絵図」¹⁶にも、「紀伊中納言様」の「町場」として、本丸戌亥櫓台・堀や外郭北西部堀など、「尾張中納言様」と並んで相当空間の普請箇所を請け持ったことが判明しており、徳川一門衆といえども大規模に公儀普請を担っていたことが判る。

先述のとおり、本史料が作成されたであろう寛永三年四月時点では、淀城の作事はまだ進行中だった可能性があり、その淀城が当初は將軍家光の御座所に設定される予定だったことを鑑みれば、伏見に「こやば」が設定されたことは、紀伊徳川家が伏見城解体を含む淀城の作事、ない

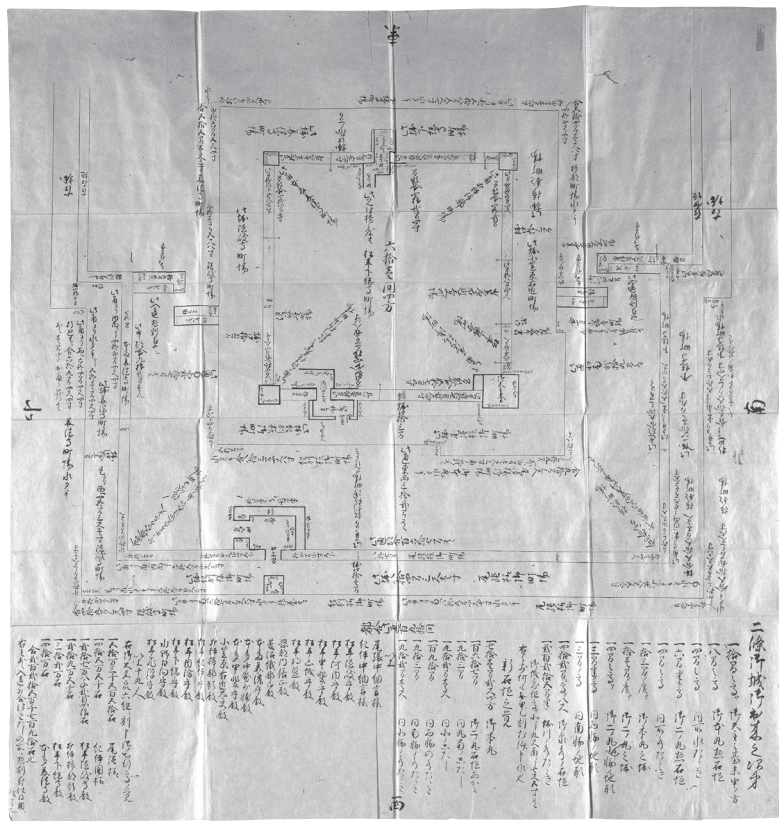


図3 二条御城絵図 名古屋市蓬左文庫蔵 縦 110.0 糎 横 104.5 糎

しは同時に進行中の二条城の作事に側面的に関与した可能性も考えられる。伏見での小屋場設定を前提とする何らかの工務が城郭普請・作事に關することと確定的には言えないものの、行幸が行われる五ヶ月も前、秀忠が上洛する二ヶ月も前に、頼宣自らが途中で兄・義直に会う機会を作らず急いで上方に赴く理由としては、公か私事かは別にして、これらの公儀普請・作事に關わる案件だった可能性は指摘できよう。

四 徳川一門による公儀普請

前章において推測した紀伊徳川家による公儀普請・作事への関与は、幕府の公式記録には記されていない。そのため、単なる憶測と切り捨てることも可能だが、紀伊徳川家と同格である尾張徳川家の場合は、幕府の公式記録には記されない夫役負担・用材提供の記事が『源敬様御代御記録』に散見される。

古くは元和七年（一六二二）十月に三河国の吉田橋修復のために木曾山の材木を「伐出」すことを「公儀」から命じられた記事で、翌八年十一月二十九日には、修復なった吉田橋がこの年の秋に流失したため、改めて木曾山からの「伐出」を「公儀」から命じられていることが記されている。木曾山からの用材確保の記事は、元和九年八月にも見られ、「江戸御作事御用材」として提供することが「仰付」けられている。これらの記事は『大猷院殿御實紀』には見られない。

二条城改築のための石垣普請の発令を、『大猷院殿御實紀』で確認できるのは元和十年二月だが、尾張徳川家にはそれ以前より情報もたらされていたことが『源敬様御代御記録』で判明する。同書の元和九年八月十七日の条には「二條 御城御普請ニ付、手代五人御指登、」、同年閏八月五日には「一、二條 御城御普請ニ付、御足輕二百拾人御差登有之、」、同年八月十六日には「二條御普請爲御用、御側同心頭・御國奉行兼藤田民部・原田右衛門并手代四人爲御差登有之、」、同年九月十四日には「二條御普請ニ付、井上孫右衛門・山本只助其外同心十貳人御差登、」とあり、正式発令の七ヶ月以上前から動き始めていることが判る。なお、『大猷院殿御實紀』では判らない普請発令日も、『源敬様御代御記録』で二月

二十五日と判明する。

この時の石垣普請は、同書の寛永元年六月晦日の条に「二條 御城御普請ニ付、御名代竹腰山城守・惣奉行瀧川豊前守・渡辺半藏其外御役人等、先達而爲御差登之處、此節御普請出来ニ付、大御所様方 御内書被進之、（以下略）」とあるように、二月二十五日の発令日からわずか四ヶ月で完了している。このことは、「御奉書并諸侯方書状寫共四」¹⁷に「二條御城御普請出来付御内書事／今度二條普請之儀 入念依而被申付早々／出来欣入候殊炎氣之時節下々苦勞之／程察覚候 謹言／寛永元六月卅日 御判／尾張中納言殿」とあるように、秀忠より義直に対しての感状が寛永元年六月出されているので、文中にあるように「早々」に完了したことは間違いない。しかし、この期間はあくまでも現地での石積み作業のみの期間であって、用材確保はそれ以前から動く必要があることは言うまでもなく、実際には発令の七ヶ月以上前からの行動が確認できる。

なお、寛永六年（一六二九）七月に竣工した江戸城惣構の石垣普請については、事前の発令時期が『大猷院殿御實紀』には記されている。『大猷院殿御實紀』によれば、この時の普請は、総坪数四万四千五百三十三坪二合八夕三才に及び、尾張・紀伊・水戸・駿河の徳川一門家はもとより、仙台伊達家・久保田佐竹家・米沢上杉家・盛岡南部家などの大大名、中小の譜代・外様大名が動員される大規模な公儀普請で、寛永五年十一月十八日に関係する諸大名に通達されたことが記される。その後、同書では寛永六年四月の条に「去年命ぜられし諸大名。この月より人夫を出し。江戸城廓石垣等をきづく事七月に至る。」とあるように、現場での石積み作業等は寛永六年四月に開始されて同年七月に完了したと記される。現

場での作業はわずか三ヶ月ほどだが、その準備には五ヶ月を要したことが判る。

『源敬様御代御記録』には、この時の事前準備である用材確保の動きが具体的に記されている。その主な動きをたどると、まず寛永五年十一月十八日に、「来年」に「石垣御普請」があるとの老中奉書が附家老の成瀬正虎・竹腰正信に対して下され、「於伊豆石を割御差上被成候様被仰出候旨」が指示された。そのため尾張徳川家では、十一月二十二日に親類の「浅野但馬守」（広島浅野家三代長晟）へ瀧川忠征を通じて「石船」の借用を申し入れた他、名古屋城築城の際にも使用した三河湾篠島産の石材を江戸へ送る指示が出されている。

十一月晦日には翌年に普請奉行となる星野又八を伊豆へ派遣することとし、星野は十一月に江戸普請奉行に任じられていた安倍勘兵衛と共に、十二月十三日に江戸を出立して同月十七日に伊豆国岩村（現・神奈川県真鶴町岩か）に着き、紀伊徳川家・駿河徳川家の役人との立会の下で、「石場」を受け取る。その間の十二月九日に付家老・成瀬は、大坂御船奉行の小濱民部少輔に大坂で石を購入すること、船を借用すること、江戸へ輸送することを命じている。また、十二月三日には江戸へ派遣する足輕を差配する者五名を選考した他、年内に役人の他、「下役・醫師等」を「伊豆石場」へ順次派遣している。

年が改まった寛永六年正月十四日には、江戸における石の荷上場である「石揚場」を拝領し、その奉行に舍人八左衛門、添役として井上孫右衛門を任命する。また、同月中に同じく江戸城普請を命じられた水戸徳川家から、「こなた御屋敷外長屋」の借用を依頼されたため、その便宜を図る。三月二十五日に付家老・成瀬は江戸からの暇を賜ったが、成瀬

は四月上旬に伊豆へ出向き、石の船積みが終わるまで現地に滞在する旨を願い出て認可された。なお、同年三月中旬に「檜物千本・板子二千・砂利五百俵」が尾張徳川家より献上されているが、この献上は尾張徳川家から自発的に行われたようで、四月一日に大御所・秀忠より尾張徳川家に対して御内書が下されている。また、同月には尾張藩が管理する木曾山に脇坂安元・仙石政俊・戸田康長・保科正光・諏訪頼水ら作事を担ったと思われる諸大名の「杣人足」を入れて材木の「元伐」を認める便宜も図っている。

江戸城での現場普請まで、少なくとも事前作業として前記のように、石切場・石揚場・輸送船・現場責任者及び人足の確保等を必須とし、併せて同一作業に従事する諸大名との連携、自発的な協力要請など、多岐にわたる下作業があつたことが判明する。これは江戸城普請での事例だが、他の公儀普請においても同様の手間を履行したであろうこと、公儀側の記録には残されない種々雑多な役割を諸大名側で遂行したであろうことは想像に難くない。江戸城普請では命じられていない材木献上を尾張藩が行つたように、徳川一門家といえども安穩とはせず、むしろ徳川一門家ゆえの過大な忠節を尽くしていたとも考えられる。これは先行する二条城改築普請でも同様と考えられ、並行して行われた淀城築城普請や伏見城解体普請でも何らかの自発的差配があつた可能性を指摘することはできよう。

なお、本史料で「御見たての所ヲ／我等ためニ御残之／明やしきを被下／候」とする文言も徳川一門家に関わる公儀普請時の、記録には表れない具体的行為の一例である。屋敷の下賜は名目的には將軍家よりなされるが、義直が「我等ため」、すなわち頼宣のために残しておいてくれ

た空き屋敷を都合つけたと解釈できる文言で、「御見たて」を行ったのが、義直か頼宣かは判然としないが、少なくとも頼宣の希望する立地が、紀伊徳川家にもたらされたことは確かである。屋敷地が首尾良く頼宣の希望に添えるよう、義直が大御所・秀忠、もしくは將軍家光に掛け合った行為を見て取ることができる。

先述したように、江戸城普請の石切場選定において、『源敬様御代御記録』寛永五年十二月十七日の条の「紀州様・駿河様御役人共立合、今日迄三石場請取之」、翌寛永六年正月の条の「一、此月、水戸様御普請築方被 仰付候付、こなた御屋敷外長屋御借用有之、御貸被進、」のように、徳川一門家としての連携事例がみられるため、互いに何らかの便宜を図るといった行為は、どの普請であつても行われていたのだろう。本史料は、幕府側の記録には表れない公儀普請の実例が判る上でも興味深い史料である。

おわりに

以上、本史料を読み解いた結果、本史料の製作時期は後水尾天皇の二条城行幸が行われた寛永三年四月に比定されること、来る六月以降に予定される大御所・秀忠及び將軍・家光の上洛、九月に予定される行幸に先立ち、紀伊徳川家が何らかの作業を行うために、伏見に空き屋敷を拝領して小屋場を設定したことを読み取ることができた。その作業とは、普請・作事が進行中の淀城か二条城、あるいは伏見城解体に関わることである可能性を指摘し、屋敷拝領には兄である尾張徳川家初代義直の口利ぎがあつた、といった幕府側の記録には見られない公儀普請時の実例も読み取ることができた。多分に状況証拠からの推測だが、これまで記

録には表れない紀伊徳川家の動きを知る上で有効な史料と考える。

頼宣が兄・義直との会合を後回ししてでも「先いそぎ罷上り」しなければならなかった理由は判らない。当主自らが出向かなければならない事態が発生したということだが、これもまた普請現場の実態を生々しく伝えている。普請現場では不慮の事態も生じやすく、寛永六年の江戸城石垣普請では、尾張藩の作事差配を担った同心頭兼国奉行の原田右衛門による、名古屋城下の材木屋惣兵衛との癒着不正が露見して、詮議の上、寛永六年二月八日に原田と原田の六人の子どもは切腹、材木屋惣兵衛は木曾で磔という不祥事が出来した。

原田は関ヶ原合戦後での最初の尾張国主・松平忠吉の家臣で、義直が兄・忠吉歿後に尾張に入府した際、執政として赴任した平岩親吉と連携して、忠吉の家老だった小笠原吉次ら重臣層を失脚させた人物である。¹⁸ 行政的手腕を買われ、以後、国奉行として尾張藩草創期を支えたが、慢心があつたのか、己の不祥事で自滅することとなった。

この不正事件は、義直自筆の書状で幕府へ報告されたようで、寛永六年正月十五日付の書状で土井利勝が付家老・竹腰正信に対して、原田の処分は義直の「御心次第」との家光の言葉を取り次いでいる。¹⁹ 原田を処断した直後の三月に尾張藩は「檜物千本・板子二千・砂利五百俵」を幕府に申し出ており、想像をたくましくするならば、公儀普請での不始末のけじめを、部材献上という形で取ったとも考えられなくもない。

これを紀伊徳川家の場合に当てはめることはできないが、国家的な大事業では利権が動き想定外の事態も起こりやすいのは現代でも同様である。寛永三年六月以前の頼宣の動きが公儀側の記録に見えないため、「先いそぎ罷上り」しなければならぬ事態が何であつたのか判らない。あ

くまでも想像の範疇として、公儀普請・作事に関する不祥事や不慮の事故・不測の事態といった類も選択肢の一つであろうか。この答えを導き出すことは不可能だが、本史料の行間からはこういった些事も類推できるため、興味深い史料といえよう。

註

- 1 (公財) 徳川黎明会 徳川林政史研究所編『源敬様御代御記録』第一〜第四 八木書店古書出版部 二〇一五年〜二〇一九年。
- 2 堀内信編『南紀徳川史』第一巻〜第十七巻・総目録(復刻版) 名著出版 昭和四十五年〜昭和四十七年。
- 3 関連記事が所収されるのは、黒坂勝美編『新訂増補國史体系 徳川實紀』第二篇 吉川弘文館 昭和五年。
- 4 堀内信編『南紀徳川史』第一巻(復刻版) 名著出版 昭和四十五年。
- 5 元和六年〜寛永元年の自筆日次記は宮内庁書陵部蔵。(元和九年六月分までは『図書寮叢刊 九条家歴世記録』第四巻所収)(注釈及び引用は、及川亘「元和九年將軍父子上洛関係記録記事抄」『東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一〇〜二〇一二年』『將軍父子上洛と將軍宣下の政治社会的的研究』二〇〇七〜二〇一〇年度 科学研究費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書 山口和夫(研究代表)・東京大学史料編纂所編集・発行 二〇一一年。)より引用。
- 6 壬生本は宮内庁書陵部蔵。(注釈及び引用は、前掲注(5) 参照。)
- 7 自筆本・醍醐寺蔵。(注釈及び引用は、前掲注(5) 参照。)
- 8 前掲注(1)における注釈では、元和九年七月八日の「御發駕」を「義直上洛につき名古屋發駕」とする。
- 9 和歌山県立博物館・和歌山市立博物館編『徳川家入国400年記念特別展 徳川頼宣と紀伊 徳川家の名宝』和歌山県立博物館・和歌山市立博物館 二〇一九年。

『南紀徳川史』には「同(寛永) 四卯年伏見角倉主馬屋敷御買入」とする屋敷も存在したことが記されるが、場所の特定はできていない。

- 10 名古屋蓬左文庫蔵 図四二六。
- 11 「内藤紀伊守正信」は「信正」、「山口駿河守直之」は「直友」の誤記である。
- 12 『寛政重修諸家譜』卷三百二十八(『新訂寛政重修諸家譜』第6 続群書類従完成会 昭和三十九年。)
- 13 『台徳院殿御實紀』で「應倫」とする直友の入道号は、『寛政重修諸家譜』では「惠倫」とし、『台徳院殿御實紀』で元和五年八月条にみられる伏見城番兼伏見町奉行への就任は『寛政重修諸家譜』では元和六年とするなど、両書の記載に若干の相違が見られる。
- 14 山口直友・直堅の来歴は、『寛政重修諸家譜』卷二百四十六(『新訂寛政重修諸家譜』第4 続群書類従完成会 昭和三十九年。) 所収。
- 15 宮上茂隆「中井一族の築城の系譜から探る二度移築された慶長度天守」(『歴史群像 名城シリーズ』⑩ 二条城) 学習研究社 一九九六年。)
- 16 東京都江戸東京博物館・元離宮二条城事務所・読売新聞社・博報堂DYメディアパートナーズ編『江戸東京博物館開館20周年記念二条城展』(京都市・読売新聞社・博報堂DYメディアパートナーズ 二〇一二年)
- 17 名古屋蓬左文庫蔵 図二二二。
- 18 国立公文書館内閣文庫蔵。この史料は藤井讓治氏よりご教示賜った。文中の「」は改行を表す。筆者加筆。
- 19 新修名古屋市史編纂委員会編『新修名古屋市史』第三巻 名古屋市 平成十一年。
- 20 徳川美術館所蔵「寛永六年正月、原田右衛門の処分につき土井利勝より竹腰正信宛書状」(愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編21 近世7 領主1 愛知県 平成二十六年 所収。)

追記

本稿執筆にあたり、名古屋城調査研究センター同僚の木村慎平・種田祐司・堀内亮介各氏及び、徳川林政史研究所研究員の藤田英昭氏にご助言賜り、東京大学史料編纂所准教授の及川亘氏、石川県立博物館館長（京都大学名誉教授）の藤井讓治氏より、史料の提供及びご教示賜ったこと、厚く御礼申し上げる次第である。

《Title》

An Analysis of the system assigning various daimyo construction tasks without compensation, by the Tokugawa clan on a Letter from Kii Tokugawa 1st Yorinobu to Owari Tokugawa 1st Yoshinao.

《Keyword》

Kii Tokugawa 1st Yorinobu, Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Fushimi residence of Kii Tokugawa clan, The system assigning various daimyo construction tasks without compensation, The 108th Emperor Gomizunoo visited Nijo Castle, Records of 2nd Shogun Hidetada, Records of 3rd Shogun Iemitsu, Records of Owari Tokugawa 1st Yoshinao, Records of Kii Tokugawa clan, Diaries of Mibu Takasuke, Diaries of Gien Jugou, Diaries of Kujo Yukiie, Construction of Fushimi Castle, Construction of Yodo Castle, Construction of Nijo Castle, Construction of Edo Castle